

第5章 特定共同住宅等

第9 共同住宅用自動火災報知設備

第5章 特定共同住宅等
第9 共同住宅用自動火災報知設備

1 主な構成（第9-1図参照）

2 警戒区域（40号省令第3条第3項第3号イ及びロ並びに18号告示第3第1号関係）

- (1) 警戒区域の面積の算出
第4章第10自動火災報知設備第2(1)を準用する。
- (2) 警戒区域の設定
第4章第10自動火災報知設備第2(2)（イ及びエを除く。）を準用するほか、次による。
ア 40号省令第3条第3項第3号ロの例は、**第9-2図**のとおり。
イ 40号省令第3条第3項第3号ロただし書きに規定する「住戸、共用室及び管理人室について、その主たる出入口が階段室以外の廊下等の通路に面する特定共同住宅等」とは、廊下型特定共同住宅等をいう。（**第9-3図**参照）
ウ 40号省令第3条第3項第3号イただし書きに規定する「防火安全上支障がないもの」は、次による。
（ア） 18号告示第3第1号(1)の例は、**第9-4図**のとおり。
（イ） 18号告示第3第1号(1)に規定する「その他の部分」のうち、エレベーターの昇降路に煙感知器を設ける場合の一の警戒区域の設定は、第4章第10自動火災報知設備第2(2)オを準用する（廊下型特定共同住宅等は、第4章第10自動火災報知設備第2(2)オに規定する「水平距離50m」を「水平距離100m」と読み替える。）。
（ウ） 18号告示第3第1号(3)の規定にかかわらず、廊下型特定共同住宅等については、高層建築物の階段室等は垂直距離45m以下ごとに一の警戒区域とし、地階（地階の階数が一のものを除く。）の階段室等は警戒区域を別にして設定する。▲

3 共同住宅用受信機（18号告示第3第5号関係）

- (1) 主な構成例（**第9-5図**参照）
- (2) 設置場所
ア 第4章第10自動火災報知設備第3(1)エ（自立型を除く。）を準用する。
イ 18号告示第3第5号(2)の規定にかかわらず、床面積が150㎡を超える住戸、共用室又は管理人室内に補助音響装置を設置し、音声警報を補完する等、居住者又は在館者に対して有効に火災の発生を報知するような措置を講じた場合は、政令第32条の規定を適用して、共同住宅用受信機を設けることができる。（**第9-6図**参照）
- (3) 機器
ア 省令第24条第2号イに規定する「警戒区域を表示できるものであること。」とは、警戒区域の表示機能を有しない共同住宅用受信機は、火災表示により火災の発生した住戸等を特定するもので足りる。
イ 火災警報機能のほかに、ガス漏れ警報機能、風呂の水量、温度警報、防犯警報等のホームセキュリティ機能、インターホン機能を加えた住宅情報盤としての機能を併せ持つことができるものとする。
- (4) 常用電源
常用電源回路の配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、次による。
ア 第4章第10自動火災報知設備第3(3)を準用する。この場合において、省令第24条第3号イに規定する「他の配線を分岐させずにとること。」とは、**第9-7図**の例としても差し支えない*。
※ 交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとる方式に、内線規程（J E A C - 8001 - 2011、（一財）日本電気協会）の引込口装置付近の配線として、「電流制限器と引込口装置の間に、消防用設備等の専用の分岐開閉器を施設する場合がある」と規定されているため。
イ 未入居、長期の留守等により電気の供給契約、電気料金の負担等の観点から住戸等に電気を供給できず、住戸等に未警戒が生じるときは、次の(ア)から(ウ)までに掲げる措置を講じた場合に限り、18号告示第3第7号に規定する「措置」を講じなくても差し支えない。
（ア） 住戸内に出火源となるような器具、物品等が放置されていないこと。
（イ） 特定共同住宅等の管理者等が未入居等であることを周知していること。
（ウ） 特定共同住宅等の管理者等が定期的に巡回監視を行うこと。

第5章 特定共同住宅等

第9 共同住宅用自動火災報知設備

(5) 非常電源

40 号省令第 3 条第 3 項第 3 号ホ及び 18 号告示第 3 第 8 号に規定するほか、次による。

ア 第 4 章第 23 非常電源を準用する。

イ 18 号告示第 3 第 8 号(2)に規定する「措置」とは、住棟用受信機の予備電源又は別置型の蓄電池設備等により、同告示第 3 第 8 号(1)に規定する「容量」の非常電源を確保することをいう。

4 住棟受信機（18 号告示第 3 第 6 号関係）

(1) 設置場所

ア 18 号告示第 3 第 6 号(2)に規定する「防災センター等」とは、第 4 章第 10 自動火災報知設備第 3(1)ア（後段を除く。）を準用する。

イ 18 号告示第 3 第 6 号(2)ただし書きに規定する「火災表示を容易に確認できる場所」とは、次の(ア)から(エ)までのいずれかの措置を講じた当該場所をいう。

(ア) 常時人がいない管理人室の出入口を外部から容易に開錠できる構造としたもの

(イ) 常時人がいない管理人室の出入口を共同住宅用自動火災報知設備の作動と連動して開錠する構造としたもの

(ウ) 常時人がいない管理人室内の住棟用受信機の警戒区域表示を管理人室の外部から容易に確認できる場所に設けたもの

(エ) (ア)から(ウ)までのほか、共用部分から住棟用受信機の警戒区域表示を容易に確認できる場所に設けたもの

ウ 18 号告示第 3 第 6 号(3)ただし書きに規定する「当該共同住宅等の火災発生時に、円滑な対応ができる場合」とは、次の(ア)から(ウ)までのいずれかの場合をいう。

(ア) 同一敷地内の人が常駐する防災センター等で、当該敷地内に存する複数の特定共同住宅等を 24 時間、一括監視し、かつ、火災発生時に迅速な対応を講ずる体制が構築される場合

(イ) 同一敷地内の防災センター等で、当該敷地内に存する複数の特定共同住宅等を警備会社等によって 24 時間、一括監視し、かつ、火災発生時に迅速な対応を講ずる体制が構築される場合

(ウ) (ア)又は(イ)による監視体制を構築し、かつ、火災発生時に迅速な対応を講ずる体制が構築されると判断できるもので、同一敷地内に存する複数の特定共同住宅等を、隣接する敷地等に設けた防災センター等で一括監視する場合

(2) 機器

第 4 章第 10 自動火災報知設備第 3(2)を準用する。

(3) 常用電源

第 4 章第 10 自動火災報知設備第 3(3)を準用する。

(4) 非常電源

第 4 章第 23 非常電源による。

なお、住棟受信機に内蔵される予備電源が非常電源の容量を超える場合は、非常電源を省略して差し支えない。

(5) 予備電源

第 4 章第 10 自動火災報知設備第 3(5)を準用する。

5 感知器（40 号省令第 3 条第 3 項 3 号ハ、ニ及び第 4 条第 3 項並びに 18 号告示第 3 第 2 号関係）

(1) 感知器の選択

感知器は、省令第 23 条第 4 項各号（第 1 号ハ、第 7 号ヘ及び第 7 号の 5 を除く。）及び同項第 3 号ニ並びに 18 号告示第 3 第 2(1)の規定によるほか、設置場所の環境状態と適応感知器により選択する。

なお、熱感知器は、第 4 章第 10 自動火災報知設備第 4(1)アを準用する。（第 9-8 図参照）

ア 40 号省令第 3 条第 3 項第 3 号ニ(ハ)に規定する「直接外気に開放されていない共用部分」は、常時外気に開放されている部分から 5 m 以上離れた部分をいう。（第 9-9 図参照）

イ 省令第 23 条第 4 項第 1 号ニ(イ)から(ト)まで及びホに掲げる場所に設置する感知器は、第 4 章第 10 自動火災報知設備第 4(1)ウ(イ)による。

ウ メゾネット型住戸等のうち、住戸、共用室又は管理人室内に設ける階段及び傾斜路は、18 号告示第 3 第 2 号(1)イに規定する「階段及び傾斜路」には該当しない。

第5章 特定共同住宅等

第9 共同住宅用自動火災報知設備

- エ 18 号告示第 3 第 2 号(1)チに規定する「その使用場所に適応する感知器」は、第 4 章第 10 自動火災報知設備第 4 (1)ウ(イ)及び(エ)を準用する。
- オ 省令第 23 条第 4 項第 2 号に規定する「取付け面の高さ」に応じた感知器がない場合
第 4 章第 10 自動火災報知設備第 4 (1)ウ(イ)を準用する。
- (2) 感知器と受信機の接続方法
18 号告示第 3 第 2 号(3)に規定する「その他の部分」のうち、倉庫（4 m²未満の倉庫を除く。）、電気室、受水槽室、ポンプ室、機械室その他これらに類する室に、共同住宅用受信機を設けた場合、
当該部分に設置した感知器による火災信号が共同住宅用受信機を介して住棟受信機に移報するよう措置を講じたときは、18 号告示第 3 第 2 号(3)の規定によらなくても差し支えない。（第 9 -10 図参照）
- (3) 感知器の設置を要しない場所
省令第 23 条第 4 項第 1 号イからハまで及びニの規定によるほか、次による。
ア 第 4 章第 10 自動火災報知設備第 4 (2)ア、イ及びオに準じた場所
イ メーターボックス、パイプシャフトその他これらに類する場所
ウ (1)アに掲げる常時外気に開放されている部分から 5 m 未満の範囲の場所
- (4) 感知器の取り付け面の高さ
第 4 章第 10 自動火災報知設備第 4 (3)を準用する。
- (5) 差動式スポット型、定温式スポット型及び補償式スポット型並びに熱アナログ式スポット型の感知器の設置方法（40 号省令第 3 条第 3 項第 3 号ハ、省令第 23 条第 4 項第 3 号、第 9 号及び第 8 号並びに第 7 項関係）
ア 第 4 章第 10 自動火災報知設備第 4 (4)（ク及びツを除く。主要構造部を耐火構造とした建築物の例に限る。）を準用する。
イ 18 号告示第 3 第 2 号(2)イに規定する「歩行距離」とは、感知器相互間の距離をいう。（第 9 -11 図参照）
- (6) 差動式分布型感知器（空気管）の設置方法（40 号省令第 3 条第 3 項第 3 号ハ、省令第 23 条第 4 項第 4 号関係）
第 4 章第 10 自動火災報知設備第 4 (5)を準用する。
- (7) 差動式分布型感知器（熱電対式のもの）の設置方法（40 号省令第 3 条第 3 項第 3 号ハ、省令第 23 条第 4 項第 4 号の 2 関係）
第 4 章第 10 自動火災報知設備第 4 (6)を準用する。
- (8) 差動式分布型感知器（熱半導体式のもの）の設置方法（40 号省令第 3 条第 3 項第 3 号ハ、省令第 23 条第 4 項第 4 号の 3 関係）
第 4 章第 10 自動火災報知設備第 4 (7)（主要構造部を耐火構造とした建築物の例に限る。）を準用する。
- (9) 定温式感知線型感知器の設置方法（40 号省令第 3 条第 3 項第 3 号ハ、省令第 23 条第 4 項第 5 号関係）
第 4 章第 10 自動火災報知設備第 4 (8)を準用する。
- (10) 煙感知器（光電式分離型感知器を除く。）、イオン化アナログ式スポット感知器及び光電アナログ式スポット型感知器の設置方法（40 号省令第 3 条第 3 項第 3 号ハ、省令第 23 条第 4 項第 7 号（ヘを除く。）第 8 号及び第 9 号並びに第 7 項関係）
第 4 章第 10 自動火災報知設備第 4 (9)（サ及びニからハ並びにヘからマまでを除く。主要構造部を耐火構造とした建築物の例に限る。）を準用する。
- (11) 光電式分離型感知器及び光電アナログ式分離型感知器の設置方法（40 号省令第 3 条第 3 項第 3 号ハ、省令第 23 条第 4 項第 7 号の 3 及び第 7 項関係）
第 4 章第 10 自動火災報知設備第 4 (11)を準用する。
- (12) 炎感知器の設置方法（40 号省令第 3 条第 3 項第 3 号ハ、省令第 23 条第 4 項第 7 号の 4 関係）
第 4 章第 10 自動火災報知設備第 4 (12)を準用する。
- (13) 機器等
第 4 章第 10 自動火災報知設備第 4 (14)を準用する。

第5章 特定共同住宅等

第9 共同住宅用自動火災報知設備

6 中継器（18 号告示第 3 第 3 号、省令第 23 条第 9 項関係）

(1) 設置場所

ア 18 号告示第 3 第 3 号に規定する「その付近に当該中継器の操作上支障となる障害物が内容に維持すること。」とは、第 4 章第 10 自動火災報知設備第 5(1)（アを除く。）を準用する。

イ 18 号告示第 3 第 3 号後段に規定する「住戸の外部であって容易に接続することができる場所に設けること。」とは、次の(ア)又は(イ)のいずれかの場合をいう。

(ア) 住戸のメーターボックス内に設置する場合

(イ) 住戸の戸外表示器と併設して設置する場合

ウ イ(ア)の場合は、ガス機器及びその配管と混在させないこと。ただし、当該中継器に防爆工事等の安全措置を講じた場合は、この限りでない。

エ 接続端子を収納する外箱は、難燃性のものを使用する。

(2) 機器

第 4 章第 10 自動火災報知設備第 5(2)を準用する。

(3) 常用電源

第 4 章第 10 自動火災報知設備第 5(3)を準用する。

(4) 非常電源

第 4 章第 10 自動火災報知設備第 5(4)を準用する。

(5) 予備電源

第 4 章第 10 自動火災報知設備第 5(5)を準用する。

7 音声警報装置（補助音響装置の音声警報を含む。）（18 号告示第 3 第 9 号関係）

(1) 共同住宅用受信機の主音響装置が 18 号告示第 3 第 9 号(3)に適合する場合、当該住戸、共用室及び管理人室に設ける音声警報装置に該当するものとして差し支えない。

(2) 音声警報装置は、音圧の音響効果を妨げる障害物のない位置に設ける。

(3) 住戸、共用室及び管理人室に設ける場合

18 号告示第 3 第 9(2)イただし書きに規定する「有効に音声警報が伝わらないおそれがある部分」とは、メゾネット型住戸等又は床面積が 150 m²を超える住戸、共用室及び管理人室をいう。

したがって、当該住戸、共用室及び管理人室の部分には、補助音響装置の設置を要する。●

(4) 住戸、共用室及び管理人室以外の部分に設ける場合

ア 第 4 章第 14 非常警報設備第 2(1)を準用する。

イ 18 号告示第 3 第 9(2)ロかっこ書きに規定する「直接外気に開放された共用部分」とは、常時外気に直接開放されている部分から 5 m 未満の範囲の部分をいう。

(5) 音声警報音

音声警報音のメッセージの内容は、次の文例又はこれに準ずるものとする。●

ア 感知器作動警報

(ア) 住戸、共用室、管理人室の感知器が作動した場合

「火災感知器が作動しました。確認してください。」（女声）

(イ) 住戸、共用室、管理人室以外の部分の感知器が作動した場合

「〇〇の火災感知器が作動しました。確認してください。」（女声）

イ 火災警報

(ア) 火災が発生した住戸、共用室及び管理人室

「火事です。火事です。火災が発生しました。安全を確認のうえ避難してください。」（男声）

(イ) 出火階

「火事です。火事です。〇〇で火災が発生しました。安全を確認のうえ避難してください。」（男声）

(ウ) 直上階

「火事です。火事です。〇階で火災が発生しました。安全を確認のうえ避難してください。」（男声）

第5章 特定共同住宅等

第9 共同住宅用自動火災報知設備

ウ イ(イ)及び(ウ)に掲げる「火災が発生した場所」は、具体的な住戸、共用室又は管理人室の名称、部屋番号、階層とする。●

なお、特定共同住宅等の形態から、火災が発生した場所を容易に特定できる場合は、「この近所」として差し支えない。

また、火災が発生した住戸、共用室及び管理人室の場所は、メッセージの内容から省略することができる。

(6) 音声警報装置の機能

ア 18号告示第3第9号(5)ロに規定する「機能」は、**第9-12図**の例のとおり。

イ 18号告示第3第9号(5)ロ(ロ)に規定する「時間」は、特段の事情がある場合は、政令第32条の規定を適用して、最大10分以内とすることができる。

(7) 警報区域

18号告示第3第9号(4)の規定によるほか、次による。

なお、階段室型特定共同住宅等及び廊下型特定共同住宅等の災発生場所による警報区域は、第9-1表による。

ア 階段室型特定共同住宅等

(ア) 18号告示第3第9号(4)ロ(イ) a 及び(ロ) a に規定する「6以上の階にわたらない部分」には、**第9-13図**の例に示すよう、メゾネット型住戸等が存する場合は、主たる出入口以外の階を含めないものとして、一の声警報区域を設定して差し支えない。

(イ) 18号告示第3第9号(4)ロ(イ) a の規定により、階段室型特定共同住宅等の警報区域として、一の警報区域に面するエレベーター昇降路を含むこととされているが、エレベーター籠内又は各階のエレベーター昇降路部分から水平距離8m以内に設置された住戸、共用室及び管理人室以外の部分に設ける音声警報装置により包含され、かつ、警報区域が設定される場合は、当該部分に音声警報装置の設置を要しない。**(第9-14図参照)**

イ 廊下型特定共同住宅等

区分鳴動方式とし、次の(ア)から(ウ)までに掲げる鳴動方式とする。**(第9-15図参照)** この場合において、11階以下の住戸、共用室及び管理人室に共同住宅用スプリンクラー設備又は共同住宅用自動火災報知設備を設けること。

(ア) 火災が発生した住戸、共用室及び管理人室の存する階が2階以上の階の場合は、出火階及びその直上階

(イ) 火災が発生した住戸、共用室及び管理人室の存する階が1階の場合は、出火階、その直上階及び地階

(ウ) 火災が発生した住戸、共用室及び管理人室の存する階が地階の場合は、出火階、その直上階及びその他の地階並びに1階▲

(8) 警報回路の構成

住戸、共用室又は管理人室に共同住宅用スプリンクラー設備及び共同住宅用自動火災報知設備の感知器を併設する場合の警報回路の構成は、**第9-16図**の例による。

第5章 特定共同住宅等

第9 共同住宅用自動火災報知設備

第9-1表 特定共同住宅等の構造類型別警報区域

火災発生場所 タイプ別	階段室型特定共同住宅等	廊下型特定共同住宅等
住戸、共用室又は管理人室	① 出火住戸、共用室又は管理人室 ② ①の主たる出入口が面する階段室等（開放型階段を除く。）のうち、6以上の階に渡らない部分を一の警報区域とした当該区域 ③ ②の警報区域の直上の警報区域の階段室等 ④ ②の警報区域に主たる出入口が面する住戸等 ⑤ ②の警戒区域に面する乗り場のドアを有するエレベーターの昇降路	① 出火住戸、共用室又は管理人室 ② ①が2階以上の階に存する場合は出火階及びその直上階 ③ ①が1階に存する場合にあっては当該階、その直上階及び地階 ④ ①が地階に存する場合にあっては出火階、その直上階及びその他の地階
倉庫等（倉庫（室の面積が4㎡以上のものをいう。）、機械室その他これらに類する室をいう。）又は共用部分（階段室及びエレベーターの昇降路を除く。）	① 出火倉庫等、共用部分（階段室及びエレベーターの昇降路を除く。） ② ①の主たる出入口が面する階段室等（開放型階段を除く。）のうち、6以上の階にわたらない部分を一の警報区域とした当該区域 ③ ②の直上の警報区域の階段室等 ④ ②の警報区域に主たる出入口が面する住戸等 ⑤ ②の警報区域に面する乗り場のドアを有するエレベーターの昇降路	① 出火倉庫等、共用部分（階段室及びエレベーターの昇降路を除く。） ② ①が2階以上の階に存する場合は出火階及びその直上階 ③ ①が1階に存する場合にあっては出火階、その直上階及び地階 ④ ①が地階に存する場合にあっては出火階、その直上階及びその他の地階
階段室	① 出火階段室等（開放型階段を除く。） ② ①に主たる出入口が面する住戸等及び共用部分（エレベーターの昇降路を除く。）	① 出火階段室等（開放型階段を除く。） ② 共用部分（エレベーターの昇降路を除く。）
エレベーター昇降路	① 一の階段室等に主たる出入口が面する住戸等 ② 一の階段室等に主たる出入口が面する共用部分 ③ 階段室等（開放型階段を除く。）のうち、6以上の階にわたらない部分を一の警報区域としてエレベーターが停止する最上階の警報区域に存する階段室 ④ ③の警報区域内の住戸等 ⑤ ③の警報区域内の共用部分	① エレベーターが停止する最上階に存する住戸等及び共用部分

第5章 特定共同住宅等

第9 共同住宅用自動火災報知設備

8 配線（18 号告示第 3 第 4 号、省令第 24 第 1 号（チを除く。）及び第 5 号の 2 ハ関係）

- (1) 電線の種類
第 4 章第 10 自動火災報知設備第 9(1)を準用する。
- (2) 共同住宅用受信機から住棟受信機、戸外表示器、音声警報装置（共同住宅用受信機の音声警報装置を除く。）及び補助音響装置までの配線及び非常電源から共同住宅用受信機までの配線は、次による。（第 9-17 図参照）
ア 共同住宅用受信機から住棟受信機、戸外表示器、音声警報装置（共同住宅用受信機の音声警報装置を除く。）及び補助音響装置までの配線
耐熱配線を使用する。
イ 非常電源から共同住宅用受信機までの配線
耐火配線を使用する。ただし、次のいずれかに該当する部分に設置する配線は、18 号告示第 3 第 4 号(2)に規定する「火災により直接影響を受けるおそれのない部分」として、耐熱配線とすることができる。
(ア) 準不燃材料の床、壁又は天井により隠蔽された部分
(イ) メーターボックス
(ウ) パイプシャフト等
ウ 非常電源から住棟受信機
耐火配線を使用する。
- (3) 工事方法
省令第 24 条第 1 号（チを除く。）に規定する「電気工作物に係る法令の規定」とは、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年 3 月通商産業省令第 52 号）等をいう。
- (4) 住戸、共用室及び管理人室に設ける感知器及び音声警報装置の信号回路の配線（戸外表示機と共用する配線を除く。）
18 号告示第 3 第 4 号(3)に規定する「措置」とは、中継器又は戸外表示器に外部試験器を接続して導通試験ができることをいう。
なお、住戸等のうち、管理室及び共用室その他これらに類する室で、容易に導通を確認できる場合は、当該措置を講じることを要しない。

9 戸外表示器（18 号告示第 3 第 10 号及び 20 号告示関係）

- (1) 設置場所
ア 18 号告示第 3 第 10 号(1)ロに規定する「点検に便利な場所」とは、自動試験機能を有する中継器のうち、中継器規格省令第 3 条の 3 第 3 項第 2 号に規定する「外部試験器」を接続するものは、検査、点検時等に容易に外部試験器を接続できる場所をいう。
イ 18 号告示第 3 第 10 号(1)ハに規定する「雨水のかかるおそれの少ない場所」とは、雨線内（軒や庇の先端から、鉛直に対して建物側に 45° で引いた線の軒下側又は庇下側部分をいう。）をいう。
ウ 開放廊下に設置する場合は、必要な防水措置等を講ずること。
エ 操作上支障となる障害物がない場所とすること。
- (2) 機器
自動試験機能又は遠隔試験機能を有するものを設置する。▲ ただし、住戸等のうち、管理室及び共用室その他これらに類する室で、感知器の作動試験等が容易にできる部分である場合を除く。

10 総合操作盤（18 号告示第 3 第 11 号、省令第 24 条第 9 号）

第 4 章第 24 総合操作盤による。

11 特定共同住宅等に住戸利用施設が入居する場合

- (1) 40 号省令第 3 条第 3 項第 3 号へに規定する「自動的に、かつ、有効に報知できる装置を設けること。」とは、次のア及びイの措置がなされる場合をいう。
ア 当該住戸利用施設で火災が発生した際、関係者等が存する階の音声警報装置等が鳴動するよう、鳴動範囲を設定する場合

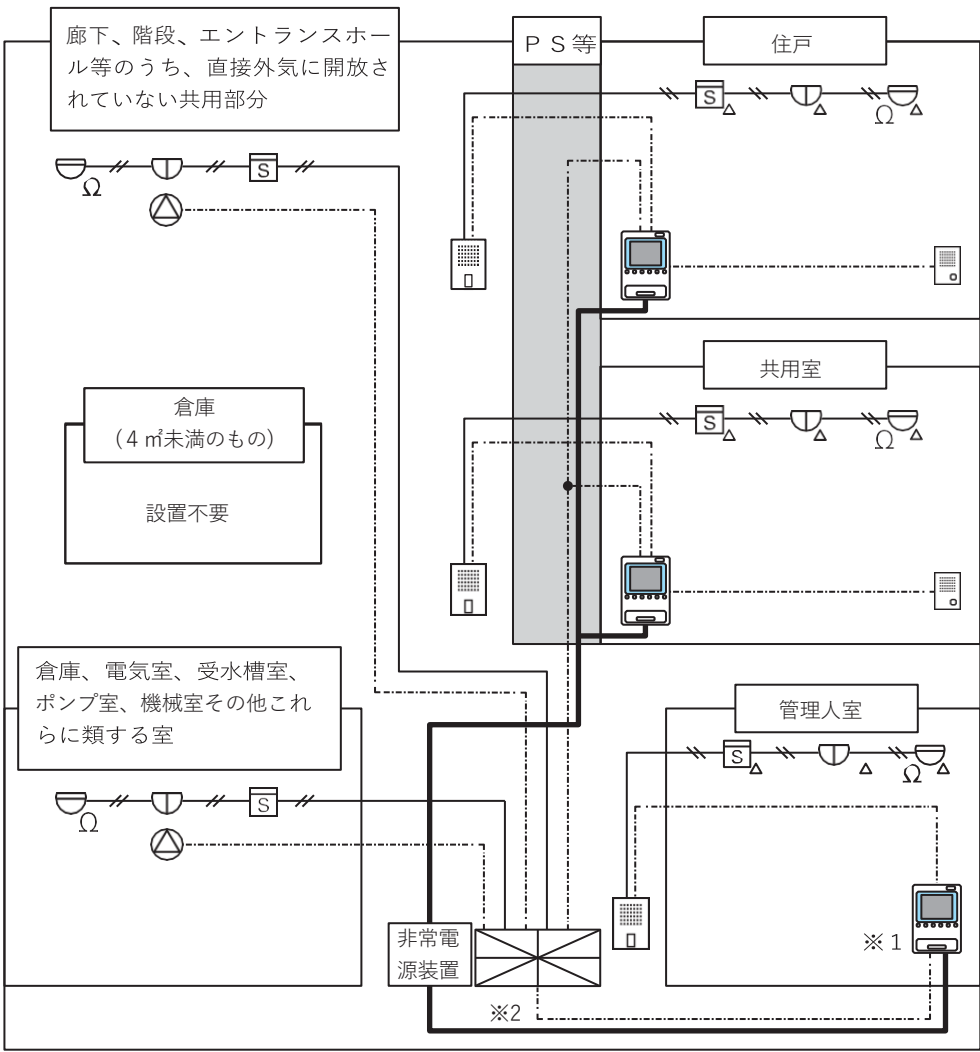
第5章 特定共同住宅等

第9 共同住宅用自動火災報知設備

イ 当該住戸利用施設の感知器の作動と連動して起動する火災通報装置等（消防機関へ通報後に、他の場所へ通報する機能を有する火災通報装置又は同等のものをいう。）の第2次連絡先として、関係者等の常駐する場所を登録する場合

(2) 住戸利用施設の居室は、省令第23条第4項第1号二に掲げる場所を除き、煙感知器を設置すること。▲

第5章 特定共同住宅等
第9 共同住宅用自動火災報知設備



凡例

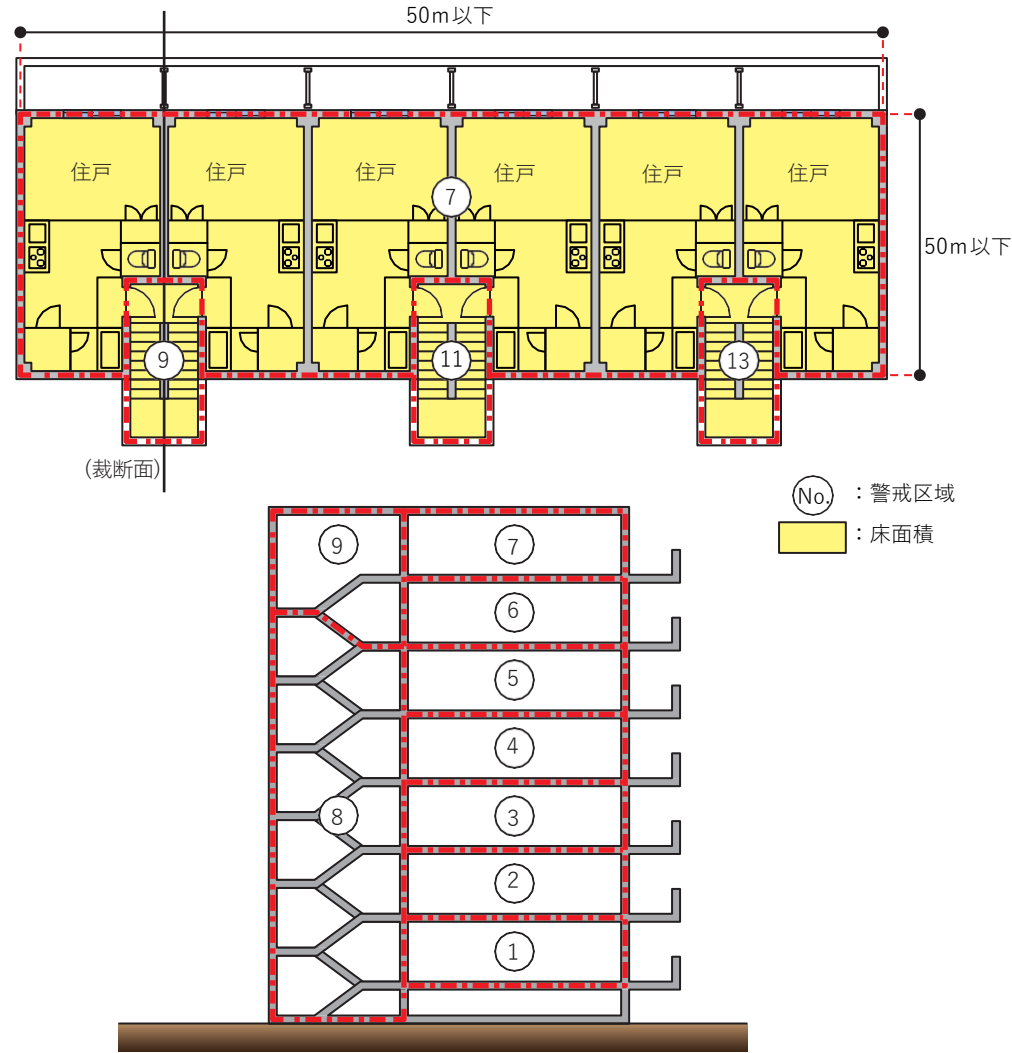
	住棟受信機		光電式スポット型感知器
	共同住宅用受信機		差動式スポット型感知器 (遠隔試験機能付)
	戸外表示器 (中継器内蔵)		定温式スポット型感知器 (防水型・遠隔試験機能付)
	補助音響装置		光電式スポット型感知器 (遠隔試験機能付)
	差動式スポット型感知器		スピーカー
	定温式スポット型感知器 (防水型)		終端抵抗

備考 1：管理人室に住棟受信機を設ける場合は、共同住宅用受信機（※1）を設けないことができる。
2：住棟受信機（※2）に音声警報機能がない場合、別に音声警報装置を設置する必要がある。

第9-1図

第5章 特定共同住宅等
第9 共同住宅用自動火災報知設備

(7階建て階段室型特定共同住宅等の7階の警戒区域の例)



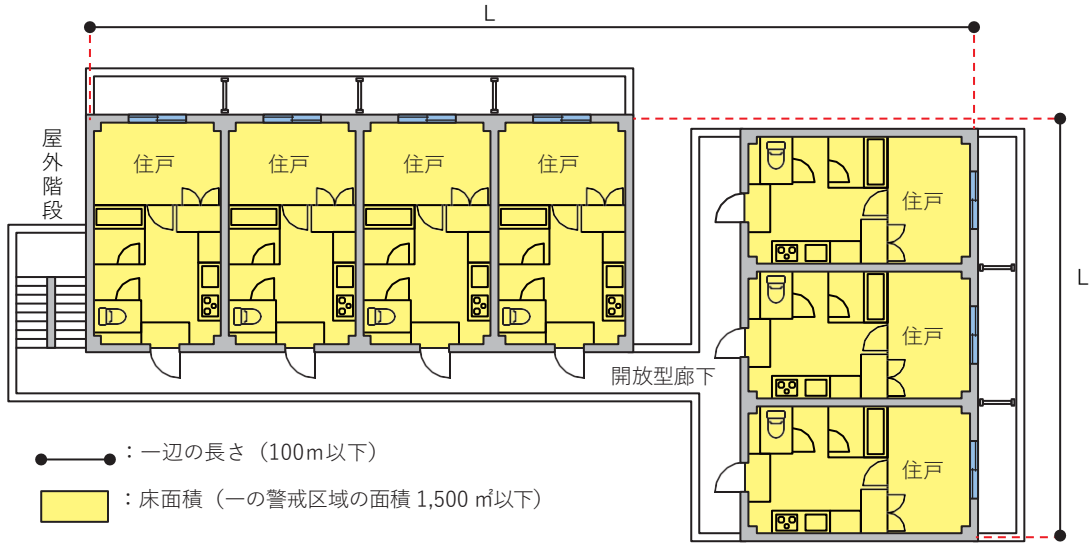
備考 1 : 一の警戒区域の面積は、1,500 m²以下、一辺の長さは 50m以下とする。
2 : 階段室（開放型階段を除く。）は、別警戒（6以上の階にわたらない部分を一の警戒区域）とする

第 9 - 2 図

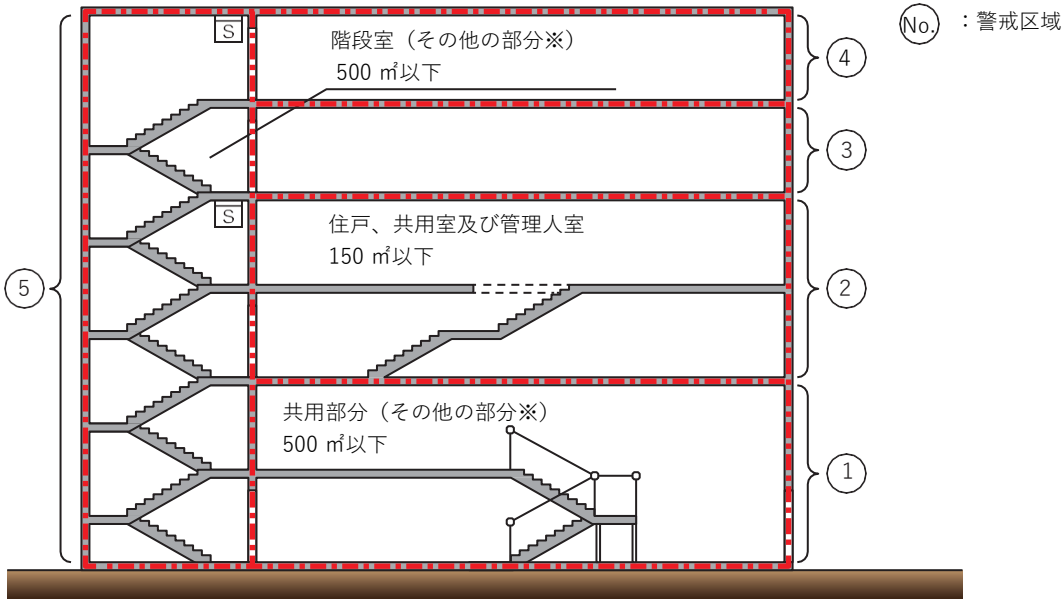
第5章 特定共同住宅等

第9 共同住宅用自動火災報知設備

(開放型特定共同住宅等の一の警戒区域の例)



第9-3図

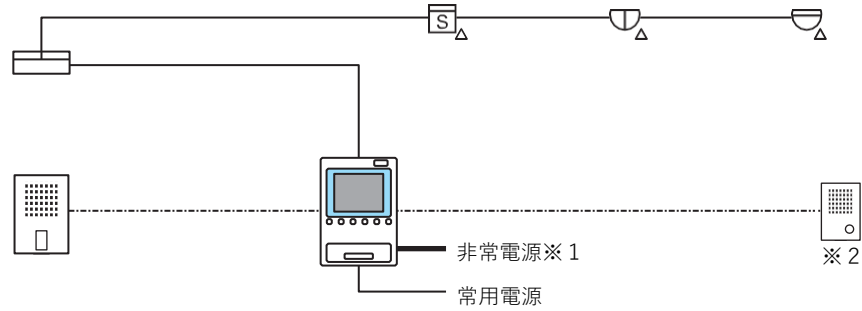


備考：その他の部分（※）は、500 m²以下、かつ、警戒区域が2の階又は煙感知器

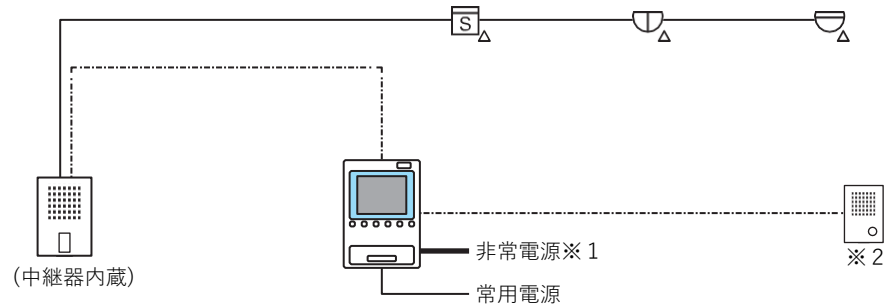
第9-4図

第5章 特定共同住宅等
第9 共同住宅用自動火災報知設備

(住戸、共用室及び管理人室（住棟受信機を設ける管理人室を除く。）に設ける場合)



○中継器を内蔵した戸外表示器の場合



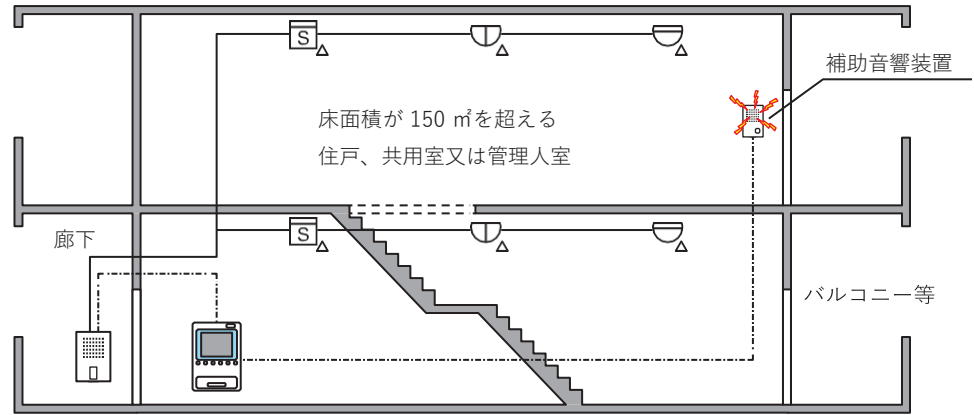
凡例

	共同住宅用受信機		中継器
	戸外表示器		補助音響装置

- 備考 1：住棟受信機の予備電源又は別置型の蓄電池等により、共同住宅用受信機（※1）に必要なとされる容量の非常電源を確保すること。
- 2：補助音響装置（※2）は、音声警報を補完する等、居住者又は在館者に対して有効に火災の発生を報知するため、必要に応じて設ける。

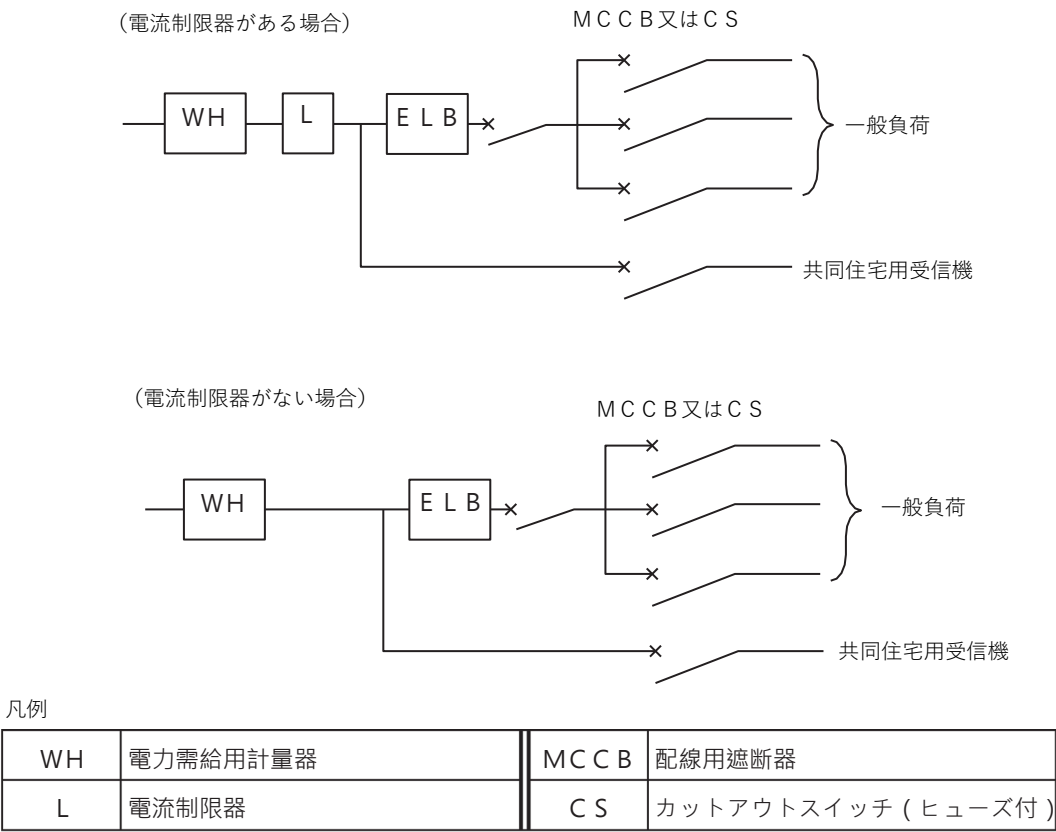
第 9 -5 図

(メゾネット型タイプにより床面積 150 ㎡を超える住戸、共用室又は管理人室の例)



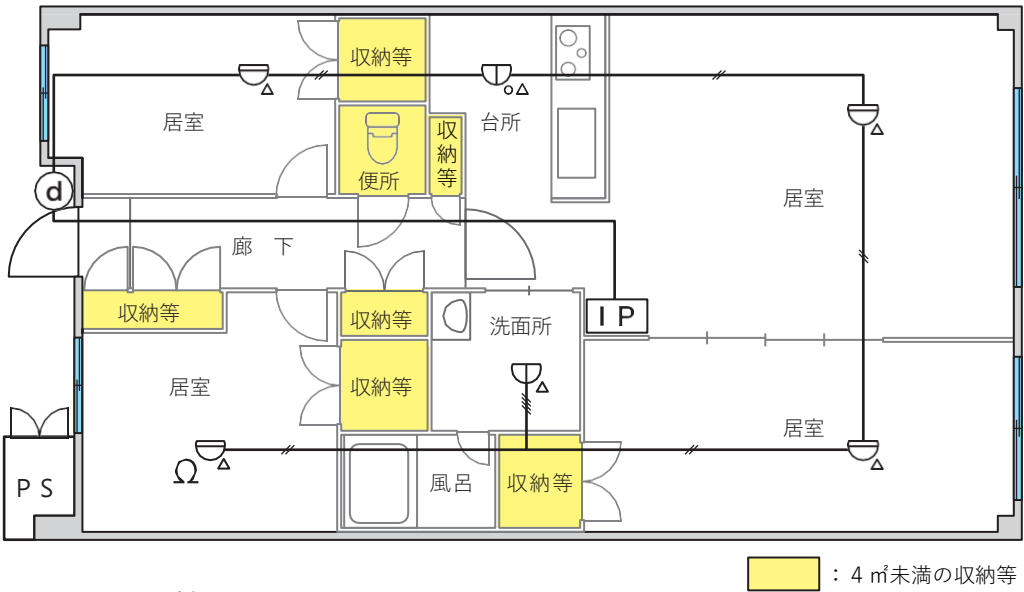
第 9 -6 図

第5章 特定共同住宅等
第9 共同住宅用自動火災報知設備



第9-7図

第5章 特定共同住宅等
第9 共同住宅用自動火災報知設備



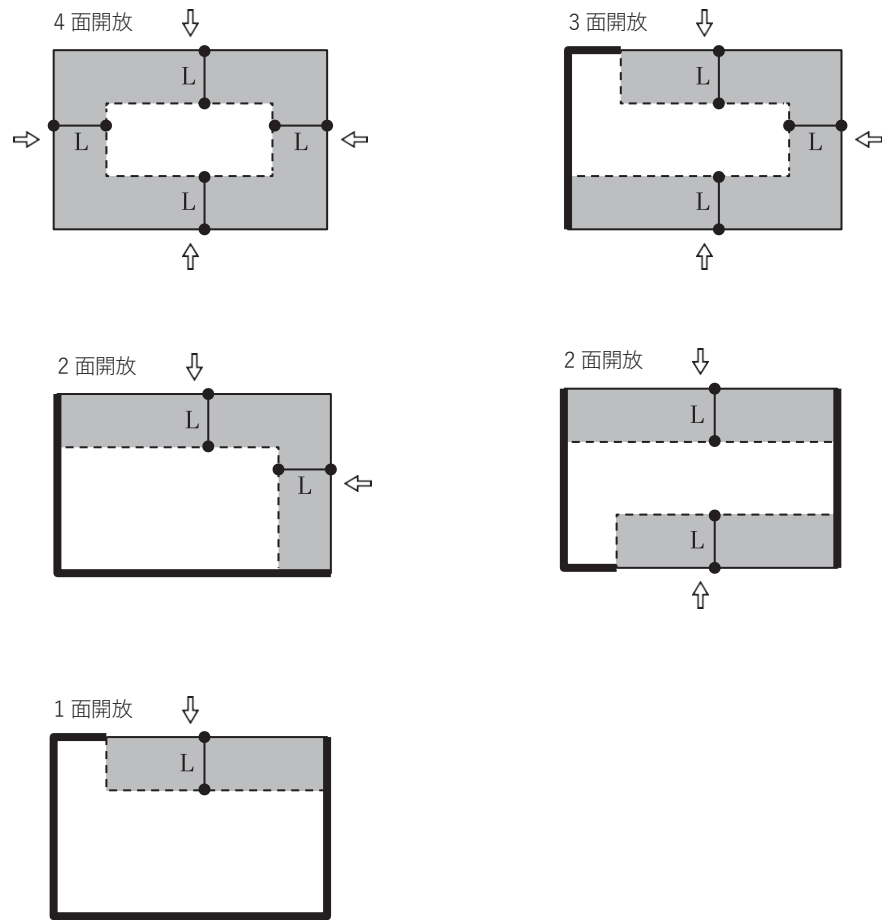
凡例

IP	共同住宅用受信機
d	戸外表示器（中継器内蔵）
△	差動式スポット型感知器 （遠隔試験機能付）
△	定温式スポット型感知器 （防水型・遠隔試験機能付）
△	定温式スポット型感知器 （特種・防水型・遠隔試験機能付）
S△	光電式スポット型感知器 （遠隔試験機能付）
Ω	終端抵抗

第9-8図

第5章 特定共同住宅等

第9 共同住宅用自動火災報知設備

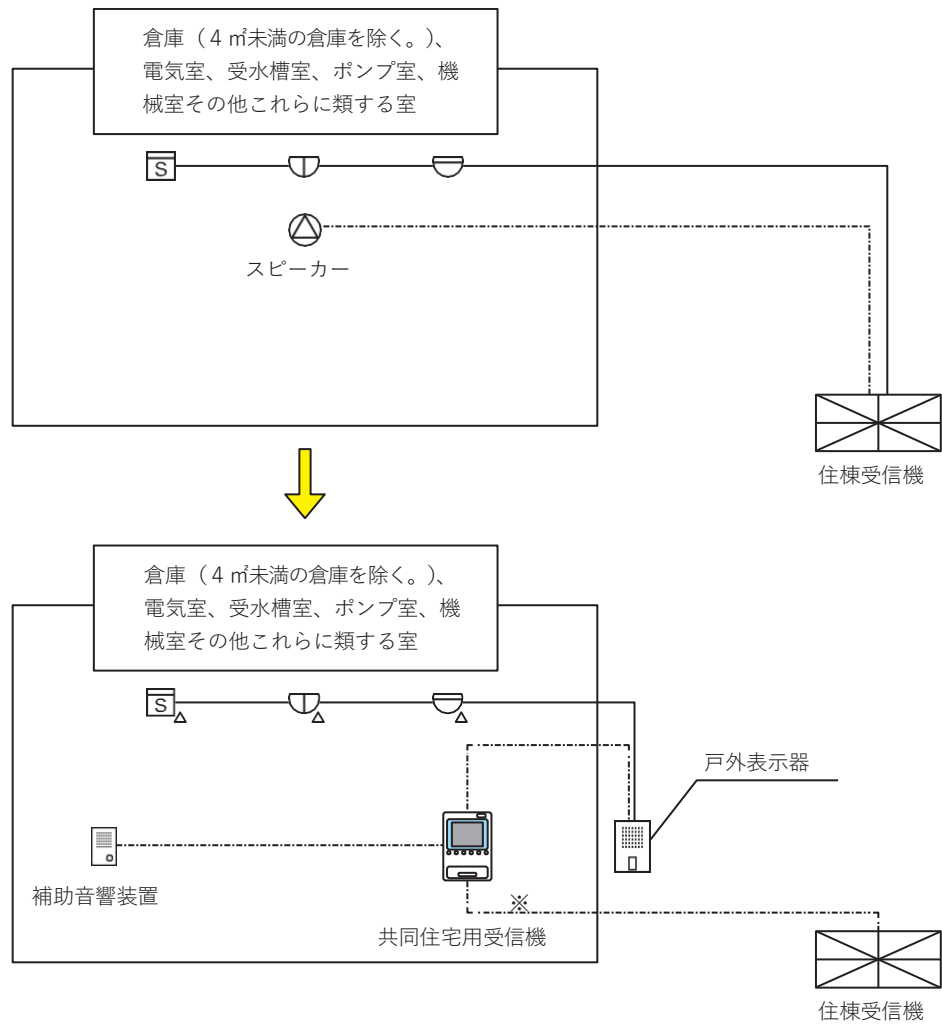


〔L：常時外気に開放されている部分から5 m未満の部分（の部分）の例〕
※ 常時外気に開放されている部分の開口部は、煙の排出に影響のない高さを有すること。

第9-9図

第5章 特定共同住宅等

第9 共同住宅用自動火災報知設備

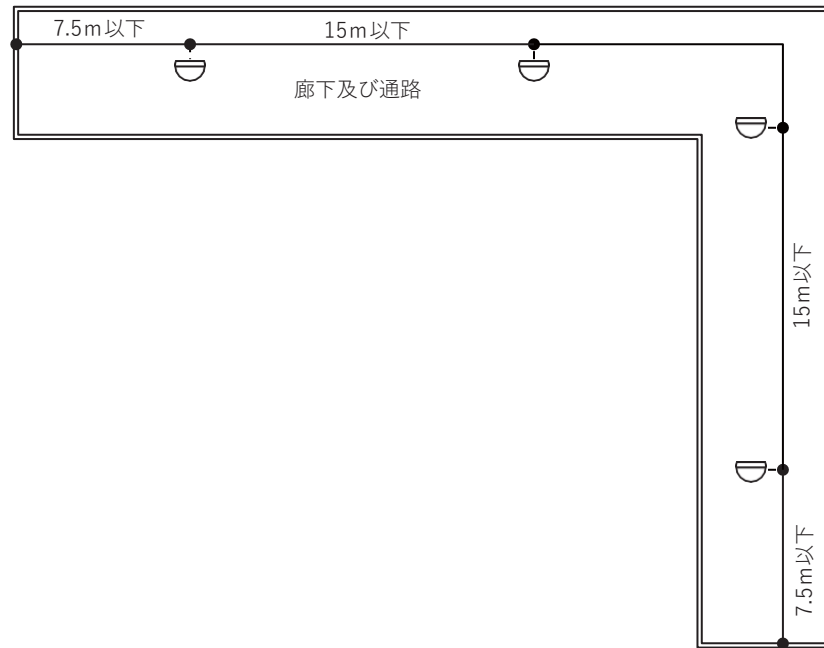


備考：共同住宅用受信機（※）を介して住棟受信機に移報

第9-10 図

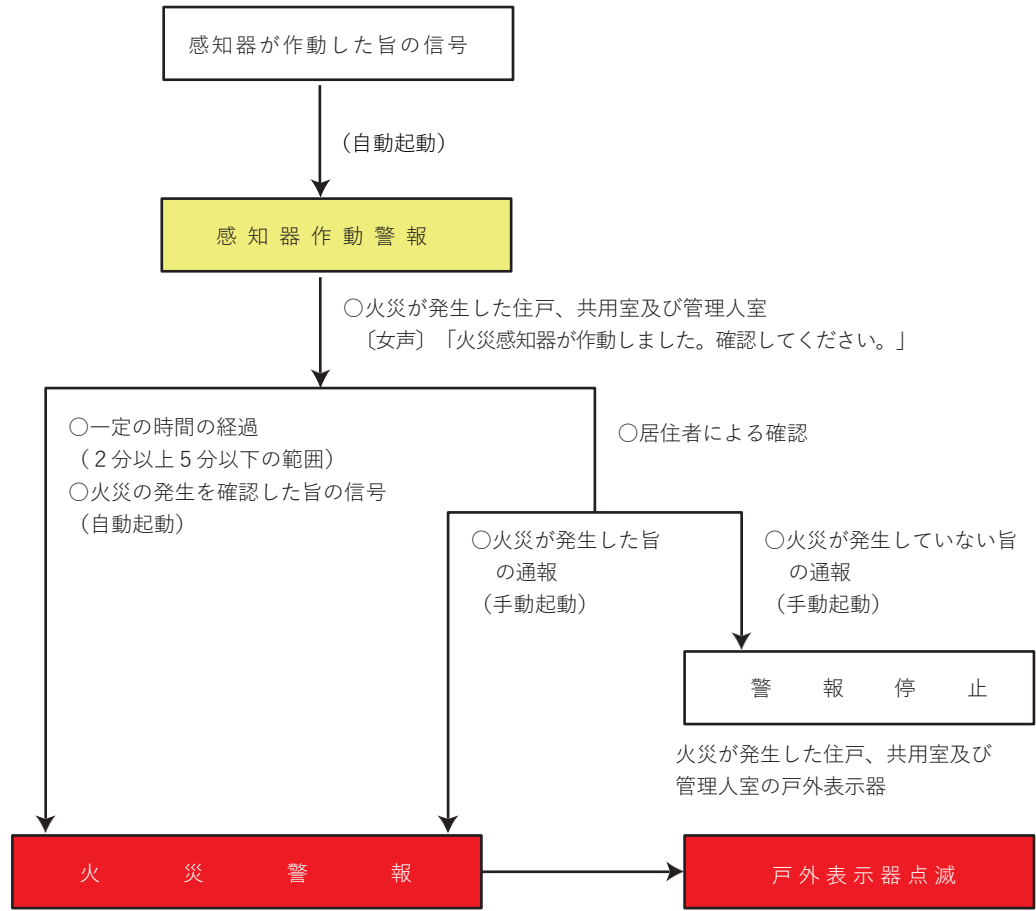
第5章 特定共同住宅等

第9 共同住宅用自動火災報知設備



第 9 - 11 図

第5章 特定共同住宅等
第9 共同住宅用自動火災報知設備



- 火災が発生した住戸、共用室及び管理人室
〔男声〕「火事です。火事です。火災が発生しました。安全を確認のうえ避難してください。」
- 出火階
〔男声〕「火事です。火事です。○○で火災が発生しました。安全を確認のうえ避難してください。」
- 直上階
〔男声〕「火事です。火事です。○階で火災が発生しました。安全を確認のうえ避難してください。」

第9-12図

一の警報区域は、6以上の階にわたらない部分とし、設定すること。

13階

12階

メゾネット型住戸等
11階

10階

9階

8階

出火住戸等
7階

6階

5階

4階

3階

2階

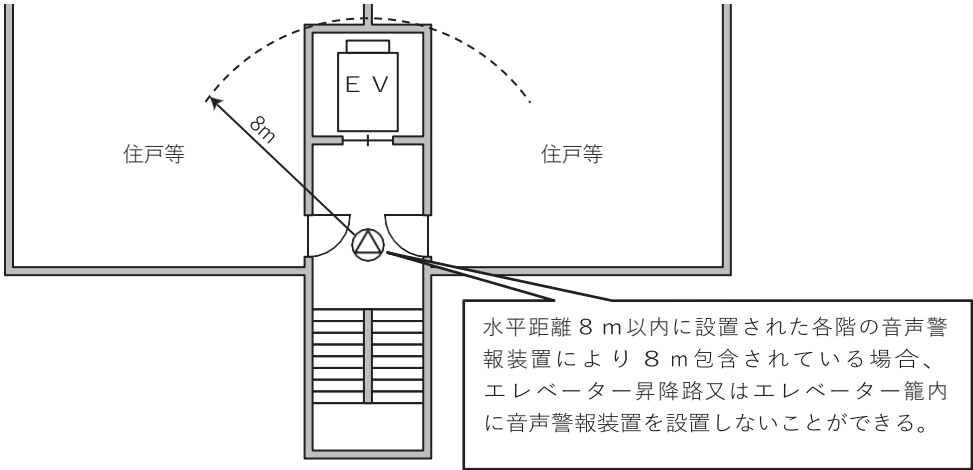
1階

1 2 3 4 5 6

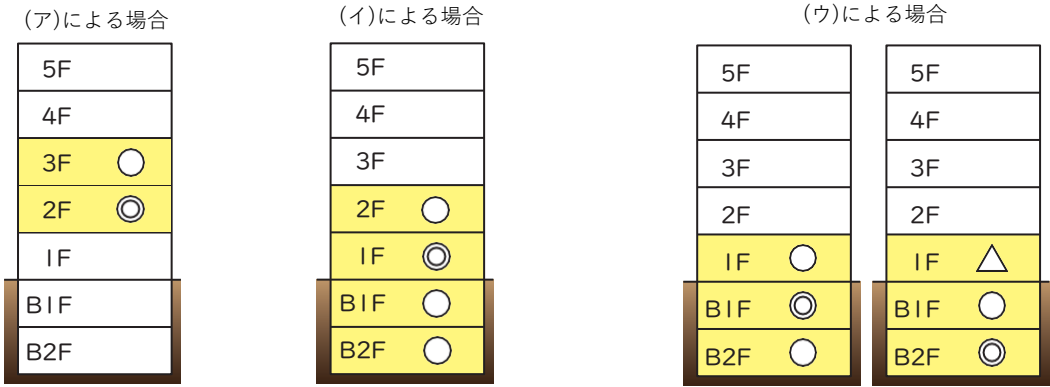
凡例		共同住宅用受信機		補助音響装置
		表示器		スピーカー

19

第5章 特定共同住宅等
第9 共同住宅用自動火災報知設備

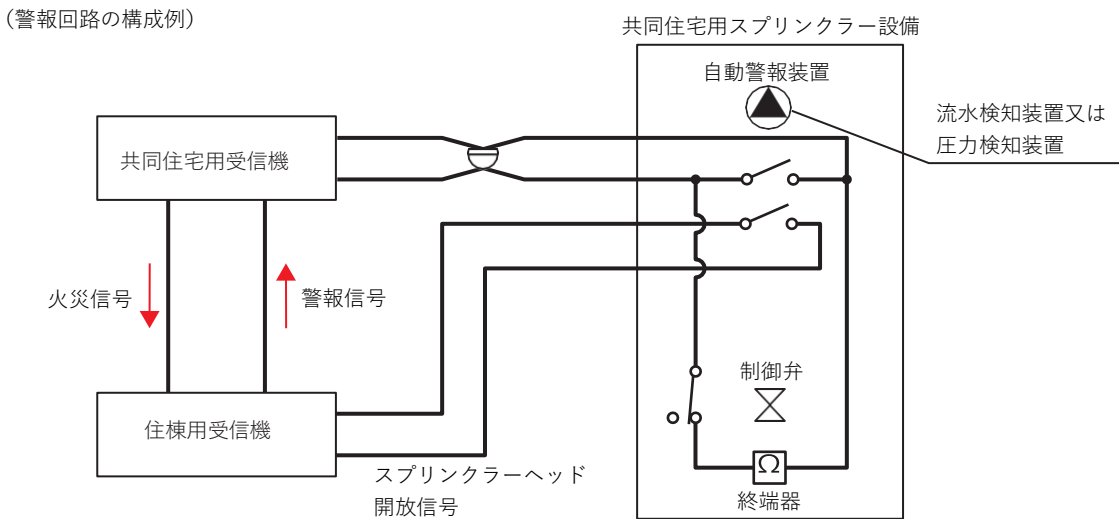


第 9-14 図



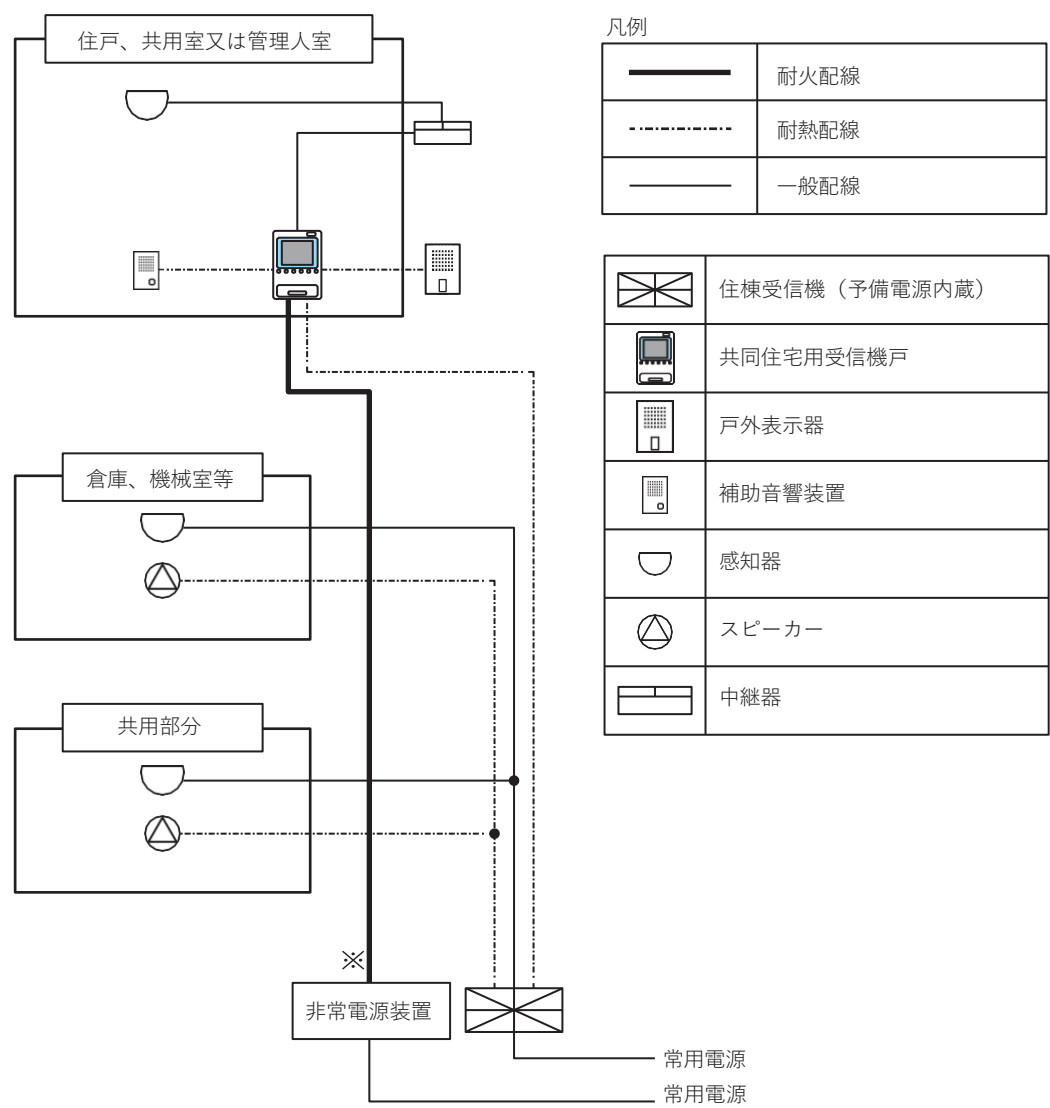
◎印は、火災が発生した住戸、共用室及び管理人室を示す。
○印は、同時鳴動階を示す。
△印は、印は地階部分の鳴動と同時に鳴動させることができるよう指導すること。

第 9-15 図



第 9-16 図

第5章 特定共同住宅等
第9 共同住宅用自動火災報知設備



備考：火災により直接影響を受けるおそれのない部分に設ける配線（※）は、耐熱配線とすることができる。

第9-17 図